7　捕獲鳥獣の食品としての利用等

被害防止対策を持続的に実施するとともに、農山漁村地域の振興を図る観点から、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣を地域資源として捉え、食肉、ペットフード、皮革等への有効な利用を推進する。

(1)　野生鳥獣肉の安全性の確保

国及び地方公共団体は、鳥獣の捕獲、運搬、処理等の各段階において衛生管理が徹底されるよう、厚生労働省が平成二十六年十一月に策定した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」の遵守に関する指導、助言及び情報提供を行うほか、処理加工施設における遵守状況の把握、衛生的な処理技術の普及、処理加工施設に対する認証制度の導入への支援等により、野生鳥獣肉の食品等としての安全性の確保に努める。

また、被害防止対策を持続的に実施する観点から、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣を地域資源として捉え、食肉処理に際して、厚生労働省が平成二十六年十一月に策定した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を遵守し、衛生管理を徹底すること等により安全性を確保しつつ、品質や加工歩留まりの向上、販路の確保等の経営の視点を取り入れながら、肉等の加工、販売等を通じて地域の活性化につなげる取組を推進する。この際、捕獲等をした鳥獣を活用する取組を持続的に実施することが可能となるよう、捕獲活動と加工・販売を一体的かつ安定的に実施する体制の構築を推進する。

さらに、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣を食肉及びそれ以外の用途に供するための処理及び加工に必要な施設の整備等による食肉等の安定供給体制の構築、食品として利用するための衛生的な処理技術等の普及、商品の開発及び販売経路の確立、消費の拡大等への支援等の措置を講ずる。

（新設）

(2)　持続的な利用等の推進

捕獲等をした鳥獣の利用に当たっては、その利用が持続的かつ被害の防止に資するものであることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、経営の視点も含め、利用に携わる人材の育成及び技能の向上を図るとともに、利用に適した捕獲、運搬及び処理技術の普及等による利用頭数、品質及び加工歩留まりの向上、在庫調整機能を備えた処理加工施設の整備等により、捕獲、運搬、処理等を一体的に実施する安定供給体制の構築を推進する。

また、鳥獣の食肉利用等に関する情報発信、普及啓発等による幅広い需要の開拓、食肉等への加工に関する規格の統一等、円滑な流通を促進するために必要な環境整備に取り組む。

(3)　国、地方公共団体、事業者等の連携及び協力

捕獲等をした鳥獣の利用に当たっては、国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することが重要であることから、国はこれらの者の間の連携を強化し、相互に協力して利用を推進する体制を構築する等の措置を講ずる。

8　国、地方公共団体等の連携及び協力

(1)　農林水産部局と鳥獣保護部局等との連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、農林水産業の振興の観点のみならず、農山漁村の活性化、鳥獣の保護及び管理等総合的な観点から対策を講じることが必要である。このため、国及び地方公共団体は、

7　国、地方公共団体等の連携及び協力

(1)　農林水産部局と鳥獣保護部局等との連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、農林水産業の振興の観点のみならず、農山漁村の活性化、鳥獣の保護及び管理等総合的な観点から対策を講じることが必要である。このため、国及び地方公共団体は、